

国の基本指針で示されている成果目標の新旧対照表について

旧（第4期計画）	新（第5期計画）
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	同左
①地域生活移行者の増加 目標値：平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行する	①地域生活移行者の増加 目標値：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する
②施設入所者の削減 目標値：平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減する	②施設入所者の削減 目標値：平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する
（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行	（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
（新規）	①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況 目標値：全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する ※なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。
（新規）	②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 目標値：全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する（複数市町村での設置でも可）
（新規）	③精神病床における1年以上長期入院患者数 目標値：精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する（国の推計式を利用）
①入院後3か月時点の退院率の上昇 目標値：入院後3か月時点の退院率を64%以上とする	④精神病床における早期退院率 目標値：入院後3か月時点の退院率を69%以上とする
②入院後1年時点の退院率の上昇 目標値：入院後1年時点の退院率を91%以上とする	目標値：入院後6か月時点の退院率を84%以上とする 目標値：入院後1年時点の退院率を90%以上とする
③在院1年以上の長期在院者数の減少 目標値：長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減する	（削除） ただし、長期入院患者の削減に関する新たな成果目標として③を新設
（3）地域生活支援拠点等の整備	同左
地域生活支援拠点等の整備 目標値：各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備する	同左
（4）福祉施設から一般就労への移行等	同左
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 目標値：福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 目標値：福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする
②就労移行支援事業の利用者の増加 目標値：就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数から6割以上増加させる	②就労移行支援事業の利用者の増加 目標値：就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数から2割以上増加させる
③就労移行支援事業所の就労移行率の上昇 目標値：就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする	同左
（新規）	④職場定着率の上昇 目標値：各年度における「就労定着支援」による支援開始後1年経過時点の職場定着率を80%以上とする
（新規）	（5）障害児支援の提供体制の整備等
（新規）	①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 目標値：児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可） 目標値：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
（新規）	②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 目標値：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での設置も可）
（新規）	③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 目標値：平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）